

法 令 等 名	探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第15条第2項
処 分 の 概 要	探偵業の廃止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）
処 分 基 準	法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第一係 (電話06-6943-1234 内線31781)
備 考	